

山口県報

令和 8 年
5 月 21 日
(木曜日)

目 次

○規則

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則(税務課).....



山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年五月二十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県規則第二十八号

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山口県税賦課徴収条例施行規則(昭和四十五年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の三第二項中「第六号」を「第七号」に改める。

別記第十一号様式の注2中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

別記第二十号様式の注1、別記第二十三号様式の注及び別記第二十五号様式の2の注

1中「回条第15項」を「回条第16項」に改める。

別記第二十八号様式中「第72条の39の4第2項」を削り、同様式の注中「第2条第15

項」を「第2条第16項」に改める。

別記第三十七号様式中 「1 送達を受けるべき者 下記のとおり

2 書類の名称

」を削り、「上記

の」を「下記の情報により特定される」に

送達を受けるべき者

住

所

氏

名

を

送達するべき書類を特定するために必要な情報

送達を受けるべき者の氏名

に改

める。

別記第四十号様式の注2、別記第四十三号様式(その一)の注、別記第四十三号様式(その二)(その一)の注及び別記第四十五号様式(その一)の注中「回条第15項」を「回条第16項」に改める。

別記第四十七号様式(その一)の注2中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

別記第四十七号様式(その五) 中

自動車 の表示 等	減免申額		円	
	登録番号		身体障害等	住所氏名
	車名		生年月日	年月日 (歳)
	取得年月日	年 月 日	番号	交付年月日
	車台番号		障害名	年月日
	主たる定場		障害の度	
	種別及用途		住所	
	使用目的		氏名	(身体障害者等との関係)
	所有者 (住所) 氏名		番号	交付年月日
	使用者 住所 氏名		有効期限	年月日
		種類		
		条件		

※

減免申額	円		身体障害等	住所氏名		
	登録番号				生年月日	年月日 (歳)
	車名				番号	
	取得年月日	年 月 日			交付年月日	年月日
		車台番号				
			障害概要等	障害名		

自動車 の表示 等	主たる 定場 及び 用途	使用目的	所有者		住所 (所在地)	氏名 (名称)	住所	氏名	運転者 氏名	住所	障害 の度	欄 程 の 所	免又許記 転証免報 運許は情録	氏名	番 号	有 効 期 間 日	種 類	条 件	
			住	氏															

に改める。

同様式の注を同注1とし、同注に次のように加える。

2 「免許情報記録」とは、道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録をいふ。

別記第五十二号様式の注1及び別記第五十六号様式の注中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

別記第六十四号様式の注中「第73条の24第3項」を「第73条の24第4項」に改める。

別記第七十号様式の注2中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

別記第七十四号様式の注2、別記第七十五号様式の注2、別記第七十七号様式の注2、別記第九十四号様式(その1)の注2、別記第九十四号様式(その2)の注2及び別記第九十六号様式の注2中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

別記第九十八号様式の注2中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

別記第百号様式の注2及び別記第百一号様式の注2中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

別記第百十号様式中「(第44条の4関係)」を「(第44条の3関係)」に改める。

別記第百十一号様式中「(第44条の4、第45条の2関係)」を「(第44条の3、第45条の2関係)」に改める。

別記第百十二号様式中「(第44条の5関係)」を「(第44条の4関係)」に「第44条の5第1項」を「第44条の4第1項」に改める。

別記第百十三号様式中「(第44条の6関係)」を「(第44条の5関係)」に「第44条の6第1項」を「第44条の5第1項」に改める。

別記第百十四号様式中「(第44条の6関係)」を「(第44条の5関係)」に改める。

別記第百十五号様式中「(第44条の7関係)」を「(第44条の6関係)」に「第44

条の7第3項」を「第44条の6第3項」に改める。

別記第百十六号様式中「(第44条の11関係)」を「(第44条の10関係)」に改める。

別記第百十七号様式中「(第44条の11関係)」を「(第44条の10関係)」に「第44条の11第2項」を「第44条の10第2項」に改める。

別記第百十八号様式中「(第44条の12関係)」を「(第44条の11関係)」に「第44条の12第2項」を「第44条の11第2項」に改める。

別記第百二十六号様式中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十四条の三第二項の改正規定は、令和八年十一月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の山口県税賦課徴収条例施行規則に定める様式による相続人代表者指定届出書等を印刷した用紙で残存するものについては、その残存分に限り、これに所要の調整をして使用することができる。

令和八年五月二十一日
印刷發行

發行人所

山口県知事